



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 条例

*32	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課).....	3
*33	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( // )	( // ).....	3
*34	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	( // ).....	4
*35	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	( // ).....	5
*36	和歌山県税条例の一部を改正する条例	(税務課).....	5
*37	和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(文化国際課).....	10
*38	和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	(障害福祉課).....	11
*39	和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(商工振興課).....	11
*40	和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(労働政策課).....	12
*41	和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例	(農林水産総務課).....	12
*42	和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市政策課).....	12

### 公布された条例のあらまし

#### ◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

雇用保険法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第13条関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

#### ◇職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

職員が給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動できる期間に超勤代休時間を加えるとともに、規定の整備を行いました。(第2条関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

#### ◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、配偶者が育児休業をしている職員等についても育児休業等の取得を可能とするとともに、再度の育児休業を取得できる最初の育児休業の取得の期間を定めるほか、規定の整備を行いました。(第2条、第2条の2、第3条、第5条、第10条、第11条、第14条、第32条及び第33条関係)

##### 2 施行期日

平成22年6月30日から施行します。

#### ◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、

3 歳未満の子を養育する職員の請求により、時間外勤務を免除することとするほか、規定の整備を行いました。(第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 関係)

2 施行期日

平成 22 年 6 月 30 日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

県たばこ税

県たばこ税の税率を引き上げます。(第 42 条の 35 及び附則第 10 項の 9 関係)

旧 3 級品以外の製造たばこ 1,000 本につき 1,074 円→1,504 円

旧 3 級品の製造たばこ 1,000 本につき 511 円→716 円

2 施行期日

平成 22 年 10 月 1 日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 附則第 6 項の 3 等の改正 公布の日

(2) 第 24 条の改正 平成 24 年 1 月 1 日

(3) 附則第 14 項の 2 の 4 等の改正 平成 25 年 1 月 1 日

◇和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県民文化会館について、平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間においては、駐車場に限り指定管理者による管理を行うこととしました。(附則第 2 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立南紀福祉センター傘妻あゆみ園を障害者支援施設としました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 22 年 7 月 1 日から施行します。

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

家庭用品品質表示法等の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第 2 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県勤労福祉会館の多目的室、展示室及びホールの利用料金の額の上限を改めました。(別表関係)

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

1 条例概要

農業改良資金助成法の一部改正に伴い、和歌山県農林水産振興資金特別会計の農業改良資金の目

的を改めました。(別表関係)

2 施行期日

平成 22 年 10 月 1 日から施行します。

◇和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例概要

河西緩衝緑地湊緑地のソフトボール場、河西緩衝緑地松江緑地の多目的運動広場、河西緩衝緑地西松江緑地のアリーナ及び野球場並びに和歌公園健康館のアリーナの利用料金の額の上限を改めました。(別表第 3 関係)

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

---

条 例

---

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 2 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第13条第7項及び第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 3 号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「休日及び」を「超勤代休時間、休日及び」に改め、「並びに年次休暇並びに休職の期間」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 年次有給休暇及び休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県条例第 34 号**

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号及び第 6 号を削る。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第 3 条の見出しを「（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第 1 号中「第 5 条第 2 号に掲げる」を「第 5 条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第 4 号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が 3 月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「3 月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第 5 号中「再度の」を削る。

第 5 条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第 10 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号及び第 6 号を削る。

第 11 条第 1 号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第 14 条第 2 号」を「第 14 条第 1 号」に改め、同条第 4 号中「第 14 条第 3 号」を「第 14 条第 2 号」に改め、同条第 5 号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が 3 月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「3 月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第 14 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

第 32 条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第 33 条第 1 項中「部分休業」の次に「（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 6 月30日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第 3 条第 4 号又は第11条第 5 号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれこの条例による改正後の第 3 条第 4 号又は第11条第 5 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 3 5 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第 2 項において同じ。）」を削る。

第 8 条の 3 第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 任命権者は、3 歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年 6 月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とするこの条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項の規定による請求、新条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求又は施行日以降の日を時間外勤務制限開始日とする同条第 3 項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県条例第 36 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号アの表を次のように改める。

1 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族（同居特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	ア イに掲げる場合以外の場合 当該障害者 1 人につき 1 万円 イ 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者 1 人につき 10 万円
2 同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該同居特別障害者 1 人につき 22 万円
3 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（4 に掲げる者を除く。）	1 万円
4 法第23条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である所得割の納税義務者	5 万円
5 勤労学生である所得割の納税義務者	1 万円
6 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	ア イに掲げる場合以外の場合 5 万円 イ 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 10 万円
7 自己と生計を一にする法第34条第1項第10号の2に規定する配偶者（前年の合計所得金額が45万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）	ア イに掲げる場合以外の場合 5 万円 イ 当該配偶者の前年の合計所得金額が40万円以上45万円未満である場合 3 万円

8 控除対象扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 当該控除対象扶養親族 1 人につき 5 万円 イ 当該控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族 1 人につき 18 万円 ウ 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族 1 人につき 10 万円
9 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該老人扶養親族 1 人につき 13 万円

第32条第2項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に改め、「同項第2号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第3号」を「同項第4号」に改める。

第33条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第37条の2第1項第1号ウ中「及び清算所得」を削り、同条第2項中「、同号ウの清算所得は同条第5項及び第6項の規定により」を削る。

第39条第1項第1号ウ中「又は清算所得」を削り、同号ウの表中「及び清算所得」を削り、同項第2号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第3号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第3項第1号ウ、第2号及び第3号中「及び清算所得」を削る。

第41条第1項第3号中「（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、当該事業年度終了の日からその最後の分配又は引渡しが行われる日の前日まで）」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「第72条の31第1項」を「第72条の29第3項」に、「残余財産の確定した」を「当該事業年度終了の」に改め、同号を同項第4号とする。

第42条の35中「1,074円」を「1,504円」に改める。

附則第6項の3第2号イ中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同号ウ中「及び」を「並びに」に、「から第10条の6」を「（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第10条の2の2から第10条の7」に改める。

附則第6項の8の次に次の1項を加える。

（個人の県民税に係る徴収取扱費の交付の特例）

6の9 平成22年度において賦課決定された個人の県民税に係る第30条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項第1号中「3,000円」とあるのは「3,300円」と、同条第3項の表中「750円」とあるのは「825円」とする。

附則第10項の9中「511円」を「716円」に改める。

附則第14項の2の4中「株式等（附則第14項の2の15）」の次に「、第14項の2の24及び第14項の2の25」を加える。

附則第14項の2の24から第14項の2の27までを削り、附則第14項の2の23の次に次の2項を加える。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

14の2の24 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この項及び次項において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項及び次項において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の25 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同条第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等（同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいう。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

附則第14項の3中「、各連結事業年度分」を「及び各連結事業年度分」に改め、「及び当該期間内における解散（合併による解散を除く。）による法人の清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

附則第23項中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6項の3第2号イの改正規定及び附則第6項の8の次に1項を加える改正規定並びに第3項及び第5項の規定 公布の日

(2) 第24条第1号アの表の改正規定 平成24年1月1日

(3) 附則第14項の2の4の改正規定及び附則第14項の2の24から第14項の2の27までを削り、附則第14項の2の23の次に2項を加える改正規定並びに次項の規定 平成25年1月1日

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）附則第14項の2の4、第14項の2の24及び第14項の2の25の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 この条例（第1項各号に掲げる改正規定に係る部分を除く。）による改正後の和歌山県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成22年10月1日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号。以下「所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正後の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「10月新法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第2条の規定による改正前の法人税法（以下「10月旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立をいう。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- （事業税に関する経過措置）
- 5 この条例（第1項各号に掲げる改正規定に係る部分に限る。）による改正後の和歌山県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
- 6 別段の定めがあるものを除き、この条例（第1項各号に掲げる改正規定に係る部分を除く。）による改正後の和歌山県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成22年10月1日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（10月新法人税法第2条第12号の6に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立（10月旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立をいう。）が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
- （県たばこ税に関する経過措置）
- 7 平成22年10月1日（次項及び第9項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

- 8 指定日前に和歌山県税条例第42条の32第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同条例第42条の35の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第42条の32第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項、次項及び第12項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定により県たばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
- (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき430円
  - (2) 新条例附則第10項の9に規定する紙巻たばこ 1,000本につき205円
- 9 前項に規定する者で、卸売販売業者等にあつては製造たばこの貯蔵場所ごとに、小売販売業者にあつては当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。
- (1) 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
  - (2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
  - (3) その他参考となるべき事項
- 10 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 11 第8項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第42条の34第2項中「前項」とあるのは「和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第36号）附則第8項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第42条の35の2及び第42条の35の4から第42条の35の6までの規定を除く。）を適用する。
- 12 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第8項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第42条の35の5の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第42条の35の4第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

---

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 37 号**

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県民文化会館設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。  
付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間において行う会館の管理については、第4条の規定にかかわらず、会館のうち駐車場に係る部分に限り、指定管理者に行わせるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 38 号**

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例（平成20年和歌山県条例第15号）の一部を次のように改正する。

- 第2条の表和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園の項の次に次のように加える。

和歌山県立南紀福祉センター牟婁あゆみ園	西牟婁郡上富田町岩田
---------------------	------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。  
（和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の廃止）
- 2 和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例（昭和55年和歌山県条例第7号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例（以下「廃止前条例」という。）第8条の規定により指定されている指定管理者は、第8条の規定により指定された指定管理者とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に療護施設を利用した者に係る廃止前条例第12条第1項に規定する利用料金については、なお従前の例による。

---

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 39 号**

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表68の項(1)中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改め、同項(3)中「第19条第 1 項」を「第19条第 2 項」に改め、同項(4)中「第 3 条第 3 項」を「第 4 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 6 月 2 9 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 40 号**

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表備考 3 中「展示室」を「多目的室、展示室及びホール」に、「100分の200」を「100分の150」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

---

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 6 月 2 9 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第 41 号**

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

和歌山県特別会計条例（昭和39年和歌山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）及び」を「農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）並びに」に、「農業、畜産業等の経営の改善を促進するための能率的な農業技術の導入等に必要な資金」を「農業改良資金に関する経理の適正を図ること、」に改める。

附 則

この条例は、平成22年10月 1 日から施行する。

---

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 6 月 2 9 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 2 号

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 の表及び 3 の表中「1, 140円」を「1, 250円」に改め、別表第 3 の 4 の表中「8, 760円」を「9, 830円」に、「11, 680円」を「13, 130円」に、「13, 800円」を「15, 500円」に、「20, 450円」を「22, 960円」に、「25, 490円」を「28, 630円」に、「34, 260円」を「38, 460円」に、「2, 910円」を「3, 280円」に、「3, 940円」を「4, 430円」に、「36, 220円」を「39, 300円」に、「48, 300円」を「52, 500円」に、「57, 050円」を「61, 970円」に、「84, 520円」を「91, 800円」に、「105, 350円」を「114, 470円」に、「141, 580円」を「153, 770円」に、「12, 070円」を「13, 100円」に、「16, 300円」を「17, 700円」

「

1 利用につき	1, 140円
---------	---------

」を「

1
---

」

「

利用につき	1, 250円
-------	---------

」に改め、別表第 3 の

6 (2) の表中「11, 680円」を「13, 130円」に、「15, 580円」を「17, 480円」に、「18, 400円」を「20, 660円」に、「27, 260円」を「30, 610円」に、「33, 970円」を「38, 140円」に、「45, 660円」を「51, 270円」に、「3, 890円」を「4, 380円」に、「5, 260円」を「5, 900円」に、「48, 300円」を「52, 500円」に、「64, 390円」を「69, 900円」に、「76, 070円」を「82, 620円」に、「112, 690円」を「122, 400円」に、「140, 450円」を「152, 520円」に、「188, 750円」を「205, 020円」に、「16, 090円」を「17, 500円」に、「21, 730円」を「23, 600円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。